

訪問介護事業所と併設の有料老人ホーム等における職員の兼務について

平成30年2月
三重県長寿介護課
三重県福祉監査課

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）に併設の形態で設置された介護保険事業所は、本県内にも多く存在しています。

複数の事業所が併設する形態であっても、あくまで事業所ごとに職員を配置し、勤務体制を確保する必要がありますが、県福祉監査課が近時に行った実地指導では、特に訪問介護事業所と有料老人ホーム等が併設する場合において、両者における職員の兼務状況及びサービス内容の区分が不明確な事例が散見されるところです。

「訪問介護事業所」と「併設の有料老人ホーム等」における職員の兼務に際しては、下記について、特段のご留意をお願いします。

① 雇用契約書・辞令等において、訪問介護事業所と有料老人ホーム等の各々に従事の旨、及び、各々で従事する職種を明記すること。

② 勤務表等において、訪問介護事業所と有料老人ホーム等の各々における勤務日時、勤務内容を明確に区分すること。

そのうえで、訪問介護に従事する時間のみを、訪問介護事業所における人員基準上の勤務時間数に計上すること。

有料老人ホーム等に固有のものと考えられるサービスや事務処理に従事する時間については、当然ながら、訪問介護事業所における人員基準上の勤務時間数に含むことはできません。